

業務課からのお知らせ

1. ゴールデンウィークの事務の取扱いについて

当健康保険組合のゴールデンウィークの事務取扱いにつきまして、以下のとおりとさせていただきますのでお知らせいたします。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

①ゴールデンウィーク期間営業日

令和8年4月27日（月）、令和8年4月28日（火） 令和8年4月30日（木）

※ゴールデンウィークについては、令和8年4月25日（土）～令和8年5月6日（水）を期間としています。（令和8年5月1日（金）は、健康保険組合設立記念日のため休業となります）

②適用関係書類（資格取得届・資格喪失届等）の取扱いについて

●令和8年5月7日（木）午前までに受付【健保到着】しました書類については、令和8年4月分保険料計算として処理し、決定通知書等を事業所担当者様へ送付いたします。

※添付書類の不備等があった場合は、この限りではありません。

●令和8年5月7日（木）午後以降に受付【健保到着】しました書類については、令和8年5月分保険料計算として処理し、決定通知書等を事業所担当者様へ送付いたします。

※令和8年4月分保険料納入告知書等書類につきましては、令和8年5月11日（月）発送とさせていただきます。

2. 就職した被扶養者の『健康保険被扶養者（異動）届』提出のお願いについて

新年度が始まり、新たに会社に就職し社会保険加入している方も多いかと思います。

健康保険の被扶養者資格は、自動的に喪失することにはなりませんので、就職し被保険者として社会保険に加入している被扶養者の方につきましては、必ず「健康保険被扶養者（異動）届」の届出をしていただきますようお願いいたします。

3. 令和7年度被扶養者再確認事務に関する調査表の提出について

令和7年度の被扶養者再確認事務につきましては、令和8年1月より実施しており、対象者には、調査表を送付し、添付書類を併せて提出をお願いさせていただいているところです。

すでに調査表及び必要書類をご提出いただきました事務担当者・加入者の皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

令和7年度の被扶養者再確認事務対象者の調査表及び添付書類の提出期限を令和8年3月31日（火）とさせていただいておりますが、現在提出できていない対象者がいる場合は、速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

ご提出いただけない場合は、被扶養者資格がなくなる可能性もありますので、必ずご提出ください。